

札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務
公募型企画提案説明書

1 業務の名称

札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務

2 業務の詳細

「札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）2月14日（金曜日）まで

4 予算規模

3, 533, 200円（業務委託期間合計、消費税及び地方消費税 10%相当額を含む。）

※ 上記金額は上限額を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 契約候補者の選定

- (1) 契約候補者は、公募型企画提案（プロポーザル）方式により選定する。
- (2) 応募のあった企画提案書を別に定める企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査のうえ、1事業者を契約候補者として選定する。

6 参加資格

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人・団体で、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「役務（一般サービス業）」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局長理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員が同時に参加していないこと。

7 企画提案実施に係るスケジュール（予定）

- (1) 公募開始日（告示日）
令和6年9月5日（木曜日）
- (2) 質問書の受付期限
令和6年9月11日（水曜日）12時まで
- (3) 質問書に対する回答
令和6年9月13日（金曜日）
- (4) 参加意向申出書及び企画提案書の提出期限
令和6年9月25日（水曜日）17時必着
- (5) 企画提案書のヒアリングの実施予定
令和6年10月初旬
- (6) 選定事業者の通知予定
令和6年10月初旬
- (7) 契約締結予定日
契約候補者決定後、札幌市の指定する日（令和6年10月初旬）

8 質問等の対応

(1) 質問受付

本業務の企画提案に関する質問は、「札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務質問書（様式1）」により電子メールで下記の期間に受け付ける（電話や来庁による質問は受け付けない。）。

ア 質問受付期間

令和6年9月11日（水曜日）12時まで

イ 送付先電子メールアドレス

Eメール：kanko@city.sapporo.jp

※ 件名は「(団体名) 札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務に関する質問」とすること。

(2) 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問・回答の内容を札幌市ホームページで公表する。

9 企画競争参加意向確認

企画競争への参加を希望する事業者は、下記のとおり「札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務企画競争参加意向申出書（様式2。以下「参加意向申出書」という。）」を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年9月25日（水曜日）17時必着（10－(1)と同じ。）

(2) 提出方法

提出期限までに(3)の提出先に郵送（配達状況を確認できるものに限る。）、メール送付若しくは持参すること。

※ 持参の場合は、平日の9時から17時までの受付とする。

(3) 提出先

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

Eメール：kanko@city.sapporo.jp

(4) その他

- ・ 参加意向申出書の提出がなかった者からの企画提案は受け付けない。
- ・ 本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例23号）で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年9月25日（水曜日）17時必着（9－(1)と同じ。）

(2) 提出方法

提出期限までに、(3)の提出先に郵送（配達状況を確認できるものに限る。）若しくは持参すること（持参の場合は、平日の9時から17時までの受付とする。）。

(3) 提出先

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎15階

(4) 提出後の変更

提出された企画提案書等は、提出後の差替えや変更を行うことは原則できない（また、返却には応じない。）。

(5) 提案について

仕様書を確認のうえ、提案を行うこと。

(6) 企画提案書に係る指定

ア 様式

任意様式

イ 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※ 電子媒体（副本を PDF 化し CD 又は DVD にコピーしたもの） 1 部

ウ その他留意事項

(ア) A 4 10 枚以内（両面可。表紙及び目次を除く。）とすること。

(イ) 表紙と目次を除き、ページの通し番号を付すこと。

(ウ) 表題を「札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務企画提案書」とすること。

(エ) 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

(オ) 企画提案書は、封筒に入れ、密封したうえで本市の競争入札参加資格者名簿の登録申請に使用した印鑑による封印を押し、かつ、表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務企画提案書在中」と記載すること。

(カ) 郵便により送付する場合は、二重封筒とし、外封と内封の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務企画提案書在中」と記載すること。なお、企画提案書は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく信書にあたるため、送付する場合は留意すること。

(7) 企画提案を求める事項

仕様書、別添の評価項目、評価基準表に記載の内容及び下記ア～エに定める事項を基に、企画の特徴や利点等を記載すること。

ア ページレイアウト・デザイン案ほか

旧ガイドブックの構成に捉われることなく、札幌の夜景や夜間スポットの魅力がより多くの方に伝わる規格・構成及びページレイアウト・デザイン案を最低 1 案提示するとともに、そのコンセプトを示すこと。

また、本業務の成果物等を活用した魅力発信のイメージを示すこと。

イ 写真の入手・撮影の手法等

札幌の夜景や夜間スポットの魅力が伝わる写真素材を、どのように入手・撮影するのかを示すこと。

また、その素材の汎用性（当該ガイドブック以外での活用イメージなど）を示すこと。

ウ 業務実施体制及びスケジュール

本業務における実施体制（総括責任者、業務従事予定者一覧、体制図、従事者の知見・専門性、過去の業務実績）及びスケジュールを示すこと。

なお、令和6年12月頃に「日本新三大夜景」の再認定がなされる予定であるため、その結果如何によるレイアウト変更等の対応方針を示すこと。

エ 費用の妥当性

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

(8) 無効の取扱い

提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 参加意向申出書を提出していない事業者が提出した場合

イ 同一の事業者が、2つ以上の企画提案書等を提出した場合

ウ 記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明な場合

エ 本提案説明書に従って作成されていない場合

オ 企画提案（プロポーザル）方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは、不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合

11 企画提案書のヒアリングの実施

指定する日時にヒアリングを行い、契約候補者を選定する。

ただし、企画提案の応募が多数となった場合には、ヒアリングの前に書類選考を行う場合がある。

(1) ヒアリング実施日（予定）

令和6年10月初旬（日程については、確定次第別途通知予定）

(2) 実施方法

ア 企画提案者の出席者は3名以内とする。

イ ヒアリングは、1事業者あたり25分（企画提案書に基づく説明15分、質疑応答10分）を想定し、事業者入れ替りで行うものとする。

ただし、ヒアリングの対象者数等により、1事業者あたりのヒアリング時間を変更する場合がある。

ウ 事前に提出した企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料の配布やプロジェクター等の使用は原則認めない。

エ ヒアリングの日時、場所及び書類選考の有無等については、別途通知する。

オ 指定した日時にヒアリングに参加できない場合は、事情の如何にかかわらず失格とする。

12 審査の実施及び審査基準

- (1) 参加資格を満たすことを確認した者について、別添の評価項目及び評価基準表をもとに、各実施委員が独立して評価点を算出し、その評価点の平均値に基づき実施委員会が評価を確定する。
- (2) 審査は、提出された企画提案書による書類審査及びヒアリングを基本とするが、提案受付後、内容について事業者に説明を求めることがある。
- (3) 提案者の数によっては、書類選考を行う場合がある。
- (4) 提案者の中で、最低評価基準点（60 点）を超え、合計得点の最も高かったものを契約候補者とする。
- (5) 提案者が 1 事業者の場合は、実施委員会において審査し、最低評価基準点（60 点）を超える場合に契約候補者とする。
- (6) 最も点数が高い同点の提案者が 2 事業者以上あった場合、実施委員会の審議により契約候補者を選定する。
- (7) 最も点数が高い提案者を契約候補者とするのが、公正な取引の秩序を乱す恐れがあり、著しく不当と認められる場合は、その者から事情を聴取し、合理的な理由がないと認められるときはその者を契約候補者とせず、次点の評価を受けた事業者を契約候補者とする。
- (8) 審査・選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。

なお、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日进行を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立を行うことができる。

13 契約候補者への通知及び契約

実施委員会における審査・採点の結果を踏まえ、最も高い評価を受けた 1 事業者を契約候補者として選定し、随意契約の方法により契約を締結する。

(1) 通知日

令和 6 年 10 月初旬

(2) 業務の委託

ア 本業務の業務内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、委託者と契約候補者の協議により決定する（企画提案書の内容がそのまま業務内容にならない場合があることに留意すること。）。

イ 札幌市は、選定した契約候補者と別途指名見積合わせを実施し、契約金額を確定した後、契約を締結する。

ウ 選定した契約候補者が辞退した場合、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。

ただし、次点の評価を受けた事業が、最低評価基準点（60 点）を満たさない場合は選定しない。

エ 契約候補者との指名見積合わせが不調に終わった場合、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者と指名見積合わせを実施する場合がある。

14 個人情報の取扱いについて

受託者は、個人情報の保護に関する法律等の規定を遵守し、業務を履行する際は個人情報について適正に取り扱うものとする。

15 その他注意事項

- (1) 企画競争の参加に要する提案書類の作成・提出に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 企画競争に参加する事業者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、企画提案（プロポーザル）方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

- (3) 参加資格を確認したときから評価が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで。）において、次のいずれかに該当するときは、提案書類を受け付けず、もしくはすでに提出された提案書類の評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消す。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

- (4) 著作権等については、以下のとおりとする。

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用すること（必要な改変を含む。）に許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らか

の損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) 申し込み後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること（辞退届には、本市競争入札参加者資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。）。

16 問い合わせ先

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課 内潟

住所 中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電話 011-211-2976 FAX 011-218-5179 Eメール kanko@city.sapporo.jp

札幌夜景・夜間観光ガイドブック制作業務 企画提案

評価項目及び評価基準表

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を算出する。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低評価基準点（60点）を超えた場合に限り契約候補者とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
企画力	□各所での配架や配布、インバウンドを含む観光客等が旅マエ・旅ナカ・旅アトに閲覧するうえで適切な規格・構成となっているか。	3	40
	□インバウンドを含む多くの観光客等に、札幌夜景・夜間観光の魅力が効果的に伝わる工夫が講じられたページレイアウト・デザイン案となっているか。	3	
	□本業務で制作するガイドブック以外のツールでも、効果的に札幌夜景・夜間観光の魅力を広く発信されることが見込まれるか。	2	
写真の入手・撮影の手法	□札幌夜景・夜間観光の魅力が十分に伝わる写真入手・撮影することができる現実的な計画があるか。	3	30
	□写真素材の汎用性が高く、当該ガイドブック以外でも活用できることが見込まれるものであるか。	3	
業務実施体制・スケジュール	□業務を円滑に進めるための適切な実施体制となっており、十分な人員が確保されているか。	2	20
	□履行期間内に業務を遂行することが可能な合理的なスケジュールが立てられているか。	2	
費用の妥当性	□提案に対して積算額が妥当であるか。	2	10
合計		20	100